

令和7年教育委員会第12回定例会会議録

開会日時 令和7年12月8日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の議事録の署名は私に加えまして、久保委員と壺内委員をお願いいたします。

まず、本日は傍聴の申出はございませんが、本日の報告事項等4につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害するおそれや、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、報告事項等4につきましては非公開とし、議事の進行は議事日程を変更し、まず非公開案件である報告事項等4について説明を受け、その後、議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは議事に入ります。本日は議案等が6件、報告事項等が7件でございます。

それでは、報告事項等4「いじめによる重大事態の調査結果について」の説明をお願いいたします。

報告事項等4「いじめによる重大事態の調査結果について」

— 非公開 —

以上で非公開とした案件を終了いたします。

それでは、続きまして議案に戻ります。

議案第92号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** 議案第92号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず資料につきまして、上から、議案、新旧対照表となっております。なお新旧対照表につきましては両面印刷となっております、下にページ番号が振られております。

提案理由でございますが、特別区人事委員会の勧告に伴い、期末手当算出に係る欠勤等日数の取扱いを一部改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

具体的な改正内容につきましてご説明いたします。

期末手当の支給金額の算出に当たりまして、欠勤等、日数がある場合、その日数に応じた支給割合を定め、支給金額を決定することとなっております。現状、高齢者部分休業、育児部分

休業、子育て部分休暇により勤務しなかった職員につきましては、勤務しなかった期間3日間につき、欠勤等日数を1日として取り扱うこととなっております。

このたびの改正案では、国や東京都、他自治体との均衡等を踏まえ、高齢者部分休業、育児部分休業、子育て部分休暇により勤務しなかった職員につきましては、欠勤等日数の対象外にすることとしております。

施行日につきましては、令和8年6月期の期末手当から適用するため、令和8年4月1日から施行とします。

説明は以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第92号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第92号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第93号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第93号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず資料につきまして、上から、議案、新旧対照表となっております。

提案理由でございますが、第4回区議会で「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、勤勉手当の支給月数を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、支給月数の改正と、欠勤等日数の取扱いの一部改正でございます。

まず支給月数の改正につきましてご説明いたします。

勤勉手当の支給月数を、一般職員及び管理職員ともに年間0.025月引き上げいたします。なお、定年前再任用、短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましても同様に、年間0.025月、引上げをいたします。

新旧対照表の1ページ目をご覧ください。こちらは第1条関係の改正であり、交付の日から施行で、令和7年12月1日から適用。つまり、令和7年度12月支給の勤勉手当に適用されます。令和7年度につきましては、既に6月期の勤勉手当を支給していることから、12月支給の勤勉手当に支給割合の改定分を全て割り振ります。具体的な支給割合につきましては、一般職員の例ですと、12月勤勉手当の支給月数を100分の117.5から100分の120に改定し、年間支

給月数を 2.375 月分とします。

次に新旧対照表、裏面の 2 ページ目をご覧ください。こちらは第 2 条関係の改正であり、令和 8 年 4 月 1 日からの施行のため、令和 8 年度の勤勉手当につきましてはこちらの改正案が適用されます。令和 8 年度につきましては、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当に、支給割合の改定部分をそれぞれ均等に割り振ることとします。具体的な支給割合につきましては、一般職員の例ですと、6 月及び 12 月の勤勉手当の支給月数を 100 分の 118.75 とし、年間支給月数を 2.375 月とします。

続きまして、欠勤等日数の取扱いの一部改正についてご説明をいたします。勤勉手当の支給金額の算出に当たりましては、欠勤等日数がある場合は、期末手当同様、その日数に応じた支給割合を定め、支給金額を決定することとなっております。現状、高齢者部分休業、病気休暇により勤務しなかった職員につきましては、勤務しなかった期間にかかわらず、欠勤等日数として取り扱うこととなっております。

このたびの改正案では、国や東京都、他自治体との均衡等を踏まえ、高齢者部分休業、病気休暇により勤務しなかった職員については、その勤務しなかった期間が 30 日以下の場合、欠勤等日数の対象外とすることとしております。なお、勤務しなかった期間が 30 日を超える場合の取扱いにつきましては、現行と同様、高齢者部分休業については勤務しなかった期間 3 日間につき欠勤等日数を 2 日間、病気休暇については勤務しなかった期間 1 日間について欠勤等日数を 1 日間として取り扱うことといたします。

施行日につきましては、令和 8 年 6 月期の勤勉手当から適用するため、先ほど申し上げた令和 8 年度の勤勉手当の支給月数改正と合わせ、令和 8 年 4 月 1 日から施行といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 93 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 93 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 94 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 94 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず資料につきまして、上から、議案、新旧対照表となっております。

提案理由でございますが、第4回区議会で、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決され、給与表の引上げ改定を行うことになりました。引上げ幅は、若年層に重点を置いているので、同一の職分では、合計が低いほど改定率が高くなっております。これに伴い、幼稚園教育職員の昇格時対応号給表を改める必要があるため、本案を提出いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。昇格時対応号給表を、左の現行から右の改正案のものに改定するものです。

昇格時対応号給表は、幼稚園教育職員が昇格した際、新たな給与号給を適用する際に使用いたします。昇格前の給与号給から、別表第3の一番左「昇格した日の前日に受けていた号給」と同じ行の、該当する列の給与号給に切り替えを行うものでございます。

なお、別表第3中、昇格後の号給の2級とは主任教諭、3級とは副園長、4級とは園長のことを指します。

本規則の改正は、公布の日から施行いたしますが、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

説明は以上となります。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第94号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第94号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第95号です。「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第95号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず資料につきまして、上から、議案、新旧対照表となっております。

提案理由でございますが、教育公務員特例法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当に係る要件を一部改正する必要があるため、本案を提出いたします。

改正内容につきまして、ご説明いたします。2枚目の新旧対照表をご覧ください。

義務教育等教員特別手当は、優秀な人材を確保することを目的とし、旧号給に応じて月額1,120円から4,150円までの範囲で支給されております。このたび、教育公務員特例法等の改正により、業務の困難性、公務の種類等を考慮して支給金額を決定することが必要となったため、規定整備のため、公務の種類を本規則第2条の2で定義することといたします。

なお、本法改正により、小学校や中学校等につきましては、学級担任へ支給金額が加算されることが想定されますが、教育公務員特例法施行規則では、幼稚園の学級担任は予算投資の対象外であることが示されております。したがって、この改正により、葛飾区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当の支給金額に変動が生じることはございません。

施行日につきましては、法改正に合わせ、令和8年1月1日といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの規則について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第95号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第95号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第96号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第96号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず資料につきまして、上から、議案、新旧対照表となっております。

提案理由でございますが、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の特殊勤務手当の取扱いを一部改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、ご説明いたしますので新旧対照表をご覧ください。

特殊勤務手当は、非常災害時等の緊急業務に従事した場合において支給される手当となっております。このたび、東京都が特殊勤務手当に係る改正を行うため、均衡等を踏まえ、支給要件と一部支給金額を東京都と同様に改正をいたします。

具体的には別表第1で、緊急業務に要した時間に係る料金を定めていますが、週休日等につきましては「終日に及ぶ程度」より「半日程度」へ、その他の日については「正規の勤務時間に引き続き午後11時まで」より「正規の勤務時間に引き続き午後9時まで」に、「午前2時から午前8時まで」より「午前4時から午前8時まで」に改正をいたします。

また、別表第2で具体的な支給金額を定めておりますが、3「幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき」と、4「幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき」の支給金額を、7,500円から8,000円に改正いたします。

施行日につきましては、東京都の改正に合わせ、令和8年1月1日からといたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 96 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 96 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 97 号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 97 号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず、提案理由でございます。

幼稚園講師及び特別支援教室指導講師の報酬の額を改正する必要があるので、本案を提出するものでございます。

資料の 2 枚目が新旧対照表となっておりますので、ご覧ください。

改正内容は、別表の会計年度任用講師のうち、幼稚園講師の報酬額を、時間額 2,253 円を 2,343 円に、特別支援教室指導講師の報酬額を、時間額 1,836 円を 1,924 円にそれぞれ改めるものでございます。

これは会計年度任用職員の給料または報酬の額は、職種ごとに、常勤職員の給与表に勘案し、当てはめ、この常勤職員の給料表が改定されたことにより時間額が改正された場合に伴うこととなっております。

付則をご覧ください。この付則は公布の日から施行し、常勤職員の例により、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用するものでございます。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級講師は、常勤職員の給料表と照らし合わせたときに報酬額が最高号給に達しているため、変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 97 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 97 号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

続いて報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等の1「『かつしかのきょういく』（第159号）の発行について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは私から、報告事項等の1「『かつしかのきょういく』（第159号）の発行について」をご説明申し上げます。

「かつしかのきょういく」第159号は、来年1月に発行を予定しているものでございまして、1面にカラーで「かつしかチャレンジプログラム」について掲載いたします。

おめくりいただきまして、2面でございますけれども、まず、地域教育課・放課後支援課の感謝状の贈呈と、教育指導課の「葛飾みらい科学研究コンクール」の受賞者の決定と、「読書感想文コンクール」。そして3面には、読書感想文の中学校の部最優秀賞1篇を、こちらに文章を掲載いたします。

おめくりいただきまして4ページ、5ページでございますけれども、こちらは特集記事といたしまして、教育委員会の紹介ということで、こちらカラーで掲載いたします。

6ページでございます。こちらは地域教育課の「葛飾区少年の主張大会」について掲載をし、また7面でございますけれども、教育指導課の小学校・中学校の連合陸上競技大会と「子ども区議会」、また「かつしかいじめホットライン」のほか、教育総務課の「フリースクール等利用者支援事業助成金申請受付中」というところを掲載いたします。

そして最後、8ページでございますけれども、こちらカラーでございます。教育指導課の小学校・中学校の連合音楽会と連合学芸会、また「葛飾区中学校英語スピーチ&プレイコンテスト」について掲載をする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

○**久保委員** 「かつしかのきょういく」は以前と比べてカラーで分かりやすく、子どもたちの活躍がよく理解できて、大変うれしく思っております。

この「かつしかのきょういく」の配布の対象者とか、どのような方法で子どもたちの活躍が地域の方に届いているのか、その現状を教えていただけないでしょうか。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 区立小・中学校、幼稚園、保育園のほか、図書館ですとか、地区センター、区民事務所、また、区内の各駅の広報スタンドでも配布をしております。

発行部数といたしましては、全体で約3万8,000部という数になってございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

久保委員。

○久保委員 実際にこの「かつしかのきょういく」の中で、写っているというか活躍している子どもたちの親御さんたちにもぜひ周知していただけると、地域の直接子どもたちに会わない方も、葛飾全体の地域の教育力が上がるように感じております。

また、素晴らしい教育のこの冊子ができておりますので、どのように皆さんの手に、区民の幅広い世代の方に届くか配布の方法を検討していただくことも必要なと感じておりますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 現在も、例えば図書館や地区センターなど、その小学校・中学校の保護者さんではない方の目にも届くようにということで置いてはいるのですが、より目につきやすい、また手に取ってもらえるような形というのは考えていきたいと思っております。

○久保委員 ぜひ地域のいろいろな会合だとか、そういう人の集まる場所で、こういうのが「うちの学校の子どもが載りました」みたいな形で紹介していただくと、より子どもたちの活躍が地域に広がるような気がしますので、ぜひ頑張ってください、そういう力を借りていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○教育指導課長 そのほか、いかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 ありがとうございます。内容は子どもたちの活動が中心になっているかなと思われるのですが、葛飾区民大学などで、たくさん参加していると称号がもらえる方とかもいらっしゃる。「今年度はこういう方が受賞されました」というような紹介があってもよいと思っておりますので、今後ご検討をお願いいたします。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、区民大学でアカデミック賞を受賞している方々につきましては、その成果についてホームページで公表しているという形になっております。今後随時増えていくという形になっていきますので、そちらの方々のご紹介については「かつしかのきょういく」でも、どのように載せていくかというのは、教育総務課とも検討を進めていきたいと考えております。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。毎度、紙面を工夫いただいて、皆さんに教育のことを知ってもらおうというところで、すてきなことだなと思っております。

一方、この7ページ目の右下に、フリースクールと、かつしかいじめホットラインの記事があります。こちらは既にされている取組なので、認知をどんどん上げていくということで掲載

をご検討されているのかと思っております、例えばこれは主観的な話なのですが、8ページ目のようにページを開かずに見られる位置のほうが、何となく皆さんの目に届きやすいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 いじめホットラインにつきましては、毎掲載しているページが固定されたほうがよいのではないかとこのところもあって、今回7ページ目に持ってきているのですが、例えば今ご意見いただいたようなフリースクールの助成金といったところは、ほかの記事との兼ね合いといったところもあるのですが、いじめにつきましても、今7ページのところ載せておりますが、今頂きましたご意見を踏まえつつ、どういったところに載せるのがより効果があるかというところを考えていきたいと思っております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。いじめホットラインも、学校にポスターを貼るなど周知に努めていただいているという印象がでございます。一旦この場所を固定して認知を図るということで理解いたしました。また、よりよい方法を検討いただければと思っております。

○教育長 引き続き検討するというので、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

続きまして、報告事項等の2「令和8年度入学 指定校変更申請状況について」報告をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 それでは「令和8年度入学 指定校変更申請状況について」のご説明を申し上げます。

初めに、1「指定校変更申請状況」でございます。

(1) 小学校につきましては643人で、前年度と比較して125人の増となっております。

(2) 中学校につきましては669人で、前年度と比較して28人の増となっております。

次に2の「指定校変更の抽選」でございます。

(1) 指定校変更の取扱いにつきましては、指定校変更承認基準に規定しております、優先度S・A・Bの順に決定してございます。

ここで別紙3「指定校変更承認基準」をご覧ください。

左から2列目の「承認基準」につきましては、23項目ございますが、こちらにS・A・Bの優先度をつけてございます。

優先度Sは指定校変更を全員認めておまして、受入可能人数を超える場合は、優先度A・Bの順番に、それぞれの優先度内で抽選を行い、補欠登録者の順位を決定しております。

資料の1ページ目にお戻りください。2の(2)抽選日時は記載のとおりでございまして、(3)抽選を実施した学校は小学校4校、中学校5校でございました。

ここで次の別紙1をご覧ください。2ページから3ページにかけて、小学校の申請状況を示してございます。

表の真ん中辺りの列の「指定校変更申請者」の欄に、申請者合計と優先度ごとの内訳の人数を記載しております。

右から3列目の「抽選対象者数」は、一番左の番号で申し上げますと、3ページの45番、東金町小学校が42人と、小学校では最も多くなっております。

次に別紙2をご覧ください。こちらは中学校の申請状況を示してございまして、一番左の番号で申し上げますと、2番の金町中学校と16番の立石中学校の抽選対象者数が45人と最も多くなっているところでございます。

資料の1ページ目にお戻りください。2の(4)抽選結果の公表につきましては、記載のとおり公表したところでございます。

最後に3の「抽選後の日程」でございまして、変更が決定した申立者に対しまして、11月28日に就学通知書を発送いたしました。その後の日程につきましては、記載のとおりとなっております。

私からの説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

次に報告事項等の3「令和7年度子ども区議会の実施について」の説明をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和7年度子ども区議会の実施について」のご説明をいたします。

1「概要」でございまして。(1)趣旨でございまして、次代を担う区内小・中学生に、議会制民主主義への理解と区政への関心を深めてもらうとともに、小・中学生から見た区に対する要望や意見を聴取し、今後の区政の参考とする、ということになっております。(2)日時につきましては、12月25日の木曜日、午後2時から午後5時まででございまして。(3)当日のスケジュールにつきましては、別紙1に記載してございます。場所につきましては、議会棟でございます。

内容につきましては、模擬会議を開催し、子ども議員が自分の生活に身近な問題について質問し、区長等がその質問に対し答弁をいたします。「子ども議員及び質問内容」につきましては、別紙2のとおりでございまして。

3「子ども区議会事前学習会の実施」でございまして、目的といたしましては、子ども議員と

しての質問をより深められるよう、各自の疑問を基に話し合い、区政について学ぶことを目的に実施をいたしました。令和7年8月20日、水曜日に実施をいたしております。対象につきましては、小学生が22名、中学生が6名、参加をいたしました。内容につきましては、本会議場及び委員会室を見学。それから区議会の役割を知る。そして分科会に分かれてテーマに沿って質問を考えるというものになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 子どもたちにとっては自信を深めるというのか、議場で自分の意見を堂々と言えるという、とてもよい機会なのかなと思います。小学校の児童会あるいは中学校の生徒会の活性化もありますが、今、選挙権が18歳からということで、ますます中学生・小学生に大きな影響を与えて、とてもよい経験になるのかなと思っておりますし、それからお互いに葛飾の抱えている課題を知り合うという絶好の機会である気がいたします。対象については小学生が22名で中学生が6名ということで、毎年希望はどのくらいあるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 希望は、この人数のとおりでございまして、毎年チラシを配り、そして応募していただくというところがございます。1校1名というような縛りというのはつけておりません。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 希望の数に沿って時間を設定できる範囲での希望者が、大体これくらいの希望者数で全員が一応発表できるということですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 希望の人数から、また時間を割り振りながら時間を決めていくというところがございます。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 ぜひ、できるだけ増やしながら、子どもたちのよい機会を与えてほしいなと思います。以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の5「『葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』の策定について」の報告をお願いいたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「『葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』

の策定について」のご説明をいたします。

まず「概要」につきまして、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況がいまだ課題となっている中で、国は服務監督教育委員会に対し、教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」を令和7年度中に策定し、令和8年度より実施することを義務とするよう、法改正をいたしました。

資料を1枚おめくりいただき、別紙1をご覧ください。こちらは国の指針方針、改正に関する概要資料となります。③に「『業務量管理・健康確保措置実施計画』の策定」や目標等について記載がございます。

国としては、教育職員の時間外在校等時間について、令和11年度までに1か月45時間以下の教育職員の割合を100%にすること、1か月平均を30時間程度にすること、1年間360時間以下にすることを目標に掲げています。

④につきましては、計画において具体的に取り組むべき内容が記載されております。主な内容は「学校と教師の業務の3分類」による業務の見直しとなります。

業務の3分類につきましては、別紙1の裏面、別紙2をご覧ください。こちらは国の資料となりますが、業務の3分類とは、左の「学校以外が担うべき業務」、中央の「教師以外が積極的に参画すべき業務」、右の「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の表でございます。こちらの3分類に基づき、どのようにしたら教育職員の負担軽減につながるか、服務監督教育委員会で具体的な取組内容を考え、実施計画に盛り込むことが求められております。

1枚目の概要にお戻りください。ご説明した国の指針に対し、東京都教育委員会は、令和7年11月4日に、令和6年3月に策定をした「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の目標数値をアップグレードし、法で規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」として取り扱う方針を示しました。

葛飾区教育委員会につきましても、国の指針に従い、葛飾区立学校に勤務する教育職員のさらなる長時間労働の改善と、学校教育の質の維持向上を図るため、「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定したいと考えてございます。

次に「検討委員会の設置」をご覧ください。

本計画の策定に当たりまして、「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定検討委員会」を設置いたします。

委員会の構成につきましては、資料1枚目の裏面に記載のとおり、学校教育担当部長を委員長、教育指導課長を副委員長といたしまして、委員には関係する課の課長と、幼稚園、小学校、中学校の園長会、校長会の代表をメンバーといたします。

次に3「今後の方向性」をご覧ください。

今後につきましては、検討委員会において取組内容等について検討を行い、令和7年度中に

本計画を策定し、令和8年度から実践をしていきます。

なお国の指針で、実施状況のホームページでの公表と、総合教育会議への報告が義務づけられておりますので、毎年度実施していきます。

最後に4「参考資料」につきまして、先ほどご説明した2枚目の資料となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○**田中委員** ありがとうございます。先生方の働き方においては、いわゆる教育の専門職としての、公に利する仕事をしていただくことと、一方で基本的な人権の考えに基づいた適切な業務量で心身健康に服務をやっていただくことのバランス感が非常に難しく、かつ重要なな思っております。

1点質問なのですが、**「検討委員会の設置」**というところが2項にございまして、メンバーのところには教育委員会と学校側のいわゆる管理職プラスのメンバーが並んでいるかなと思えます。一方でこの内容を踏まえると、いわゆるステークホルダーでいうと、当該者である教員の方々や、地域や保護者という方々の理解も得られると、より実効的な活動になっていくかなと思えます。この委員のメンバーと、そういったところでの理解を得られる、そういったところの何かお考えがあれば、お教えいただければと思えます。

○**教育長** 教育指導課長。

○**教育指導課長** 策定したことにつきましては、しっかり教員、または地域、保護者にしっかり公表させていただいて、ご説明をさせていただきながら、しっかり教員の働き方改革を進めていきたいと思っております。

○**教育長** 田中委員。

○**田中委員** こういう計画をして、これを決めたから、絶対的に正しいということではないと思っております。いろいろなことが発生しますし、いろいろなイレギュラーパターンがありますので、そういった当該者の方々やステークホルダーの納得感が大事ななと思えます。そのあたりの取組については、時間はかかって大変かと思うのですが、できればと思えます。

以上です。

○**教育長** そのほか、いかがでしょうか。

井口委員、お願いします。

○**井口委員** 国なり都なりが方向性を出して教員の長時間勤務をなくしていくというのは、本来に進めていかなければいけないと思うので、計画の策定は多いに大賛成なのですが、学校教育の質を落とさずにこれを実施していくところの難しさがあります。末端の、それこそ区教委や現場にかなり無理を強いる部分というのがあるので、これは国とか都も、もっ

と業務見直しですか、業務の見直しなり、3分類もありますけれども、その辺を改善して、予算措置とか人事的なものとかというのを考えていかないと、かなり難しい。いわゆる学校現場はぎりぎりのところでやっていますよね。その辺も考えていかなければいけないのではないかな、というのが1点。

もう一つは、具体的なところで、業務の3分類で行くと、葛飾区の水泳指導の方向性というのは、非常にこれにマッチしたというか、教員の負担を減らして教員以外の者でやっていくというところではいいので、ぜひ早く完全実施していただきたいというのと同時に、10年ぐらいかかると思いますので、実施されていない学校の先生方の業務というのは差が出てきてしまうというところでは、何か区として考えているところがあるのかどうか、お聞きしたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず計画については策定をして、しっかり学校に無理のないような形で、こちらとしてもなるべく、どんな形で人的または物的な予算が必要なのかというのを検討しながらやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今、委員におっしゃっていただいたとおり、学校プールで実施している学校が、小学校でいうとまだ半数でございます。我々としましては、まずは移行を1校でも多くというところはございますが、整備にはまだ時間がかかってしまいますので、おっしゃっていただいたとおり、まだ学校プールの教員の先生方におかれては、管理の負担というのが存在しているところでございます。

そこについては、我々としても課題認識がございますので、どのように管理の負担を減らすことができるかについては、今回計画を策定するということで変更の機会となりますので、そこで関係課長とも協議しながら、何か取れる策があるか検討させていただきたいと考えてございます。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 先ほど田中委員もおっしゃったように、保護者の方や地域の方の理解というものは追いついていないと思っております。学校の管理職の先生方から地域の方や保護者にとというのは、なかなか言いづらいところもあるかと思っておりますので、国が進めていることであるということで、教育委員会から積極的に、こういう方向に向いているのだということを示してあげるべきだなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 おっしゃるとおり、学校の管理職から保護者、地域に対してなかなか説明しづらいところがあるとは思いますが、教育委員会から保護者または地域にメッセージが出せる形で、どんな形でできるか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わります。

次に報告事項等の6「令和7年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは私から、報告事項等の6「令和7年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」のご説明をいたします。資料をご覧ください。

少年の主張大会は、青少年育成地区委員会との合同により、昭和60年度から実施しているものでございます。応募資格は、小学生が5、6年生、中学生が1年生から3年生で、どちらも区内在住・在学を要件としてございます。主張のテーマにつきましては自由となっております、おおよそ5分程度で内容をまとめるものとなっております。

「日時」及び「会場」につきましては、資料の1、2に記載のとおりでございます。「応募総数」につきましては、3に記載のとおりでございます、令和6年度と比較すると11人の増となっております。

本大会の出場者でございますが、小学生の部は各19地区センターでの予選会を経て1名を選出し、中学生の部は区内を4ブロックに分けて、各ブロック2名を選出し、本大会では皆さんが熱い思いを主張されておりました。

審査員につきましては、教育委員会事務局から2名、校長会から2名、青少年育成地区委員会から4名、PTAから2名の計10名で、厳正なる審査をした結果、資料の5の表にありますとおり、それぞれ小学生、裏面には中学生の記載されている児童・生徒が最優秀賞、優秀賞に選ばれております。

なお、小学生の部では、当日インフルエンザにより2名の児童が残念ながら欠席となってしまいましたが、こちらの2名につきましては優良賞となりまして、後日、賞状と盾を学校に届けてございます。学校から本人にお渡しする予定となっております。

なお、本大会に出場した児童・生徒の中で、次年度、中学生の生徒につきましては、来年度に実施される東京都の大会に参加できますので、東京都から来年4月に案内が来た際に、本人に意向の確認を行いまして、参加させていただければと思います。

また、結果につきましては、先ほどご報告がございました、1月の「かつしかのきょういく」

や区のホームページにてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はいかがでしょう。

谷部委員。

○谷部委員 ありがとうございます。いつも私はこの大会を楽しみにしておりまして、当日も聞かせていただいていたのですが、子どもたちの発表は本当に背筋が伸びる思いがいたします。

それで、発表の仕方で、自分のテーマと学校名を言って始めている子と、いきなり始まる子というのがいて、自分なりに全国大会の動画を見てみたのですけれども、司会の方がテーマとお名前を紹介していただいたら、そのまま始めていたので、そんなに規則はないのかもしれないのですが、全国大会に沿った形で一定の方向性を示してあげたほうがいいのかというのと、今まではそれこそ学校の先生が放課後に残っていただいて熱心にご指導いただくということもあったのですが、なかなかそういうことも難しくなってきましたので、こういうところを注意して発表するといいいとか、例えばなるべく暗唱しておいたほうがいいのか、そういったところのワンポイントみたいなものを一緒に、募集のときにつけてあげたりすることは可能でしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず発表の仕方なのですけれども、各地区の予選会がございまして、それぞれ予選会については各地区独特の雰囲気というか、いろいろなものがあると思います。ただ、本大会はやはり統一したほうがいいのかと思いますので、今後、これは青少年育成地区委員会の会長連絡協議会という中で協議をしていきますので、その中で今のお話をさせていただいて、議題とさせていただければと思います。

またポイントにつきましては、一応審査のポイントというのは、それぞれ審査員がお持ちですけれども、一般の方にはそれを公表していません。逆にそれを公表してしまうと、どこでどういうことをすればいい点になってしまうのかと分かってしまうので、例えば過去の事例で、今回も「かつしかのきょういく」にも最優秀賞とかが載りますけれども、そういったものが一つご参考になるのかなと思っていますので、そういったものを例えばホームページなりで、過去の記録みたいな形でアーカイブみたいにしてご提供できるような形は、今後考えていきたいと思っています。以上でございます。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 この少年の主張大会については、本大会は1日なのですけれども、裾野はとても広くて、当然地区予選があってそこから勝ち上がっていくようになっています。学校へ行くと、

学校内でも全校朝会で発表などをやっていて、自分の考えを主張するという、教育の中での育てていかなければならない大事な力をつけているなどと思います。その地区での予選が小学校2校で決まっているようなところもあれば、4校か5校集まって予選会をやっている学校もあり、地区委員会の仕組みがそうなっているからやむを得ないのですけれども、なかなか厳しいところがありますので、例えば4校か5校の地区だと2名を選出できるような仕組みを検討いただきたいと思います。地区委員会2校で交互に出場するとなると必ず2年に1回は出場できますが、5校集まっていると、毎年頑張っているのだけれどもなかなかうちの学校からは出場できないとか、いろいろな問題があるように感じてはいます。地区委員会ごとの予選会なので難しいとは思いますが、何かその辺、工夫できるといいかなとは思っています。

とてもいい大会なので、ぜひ子どもたちにとって励みの、目標となるような、いい主張大会にしていきたいなと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 ご意見ありがとうございます。今おっしゃったように、確かに各地区によっては4校小学校があったり、あるいは1校しかなかったりという部分がありまして、例えば今回ですと、立石地区については4校ございます。ただ、参加人数は15人。東立石地区は2校しかないのですが、20人。年代によって結構ばらばらなのです。

そういった議題は、実は過去の会長連絡協議会の中でも議題になっておりまして、どのような形にすれば公平性や平等性が担保されるかという議論はいろいろあったのですけれども、これまで過去の経緯の中で、一定数そういった予選会に参加してくれる児童・生徒がいる以上は、当番制とか云々ではなくて、参加した児童の中で優劣をつけて本大会に推薦するのがいいのではないかというご意見が大多数を占めておりますので、今後、またさらに小学校や参加児童数が減ってきた場合には、今、井口委員がおっしゃったようないろいろな考え方の予選会の方法もあるかと思いますが、現時点におきましては、現状のやり方で引き続きしばらくはやっていくというのが、会長連絡協議会で決まっているというような状況でございます。

また、余りにも人数が多い場合は、2人参加できるという規定もございます。そこまで参加数が多いというのは今まで過去なかったのですが、一応内規としてはございますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わります。

次に、報告事項等の7「区政一般質問要旨」についての報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは12月3日及び4日に開催されました、令和7年第4回定例会本会議における区政一般質問のうち、教育委員会に関する質疑内容の概要をご報告申し上げます。

1 ページをご覧ください。初めに、自民党・伊藤よしのり議員のご質問です。

水元公園内へのスケートボード広場の整備についてのご質問に対して、整備基本計画の素案を本定例会の文教委員会にお示しすることと、今後の整備スケジュールを答弁いたしました。

次に、2 ページをご覧ください。小松南小学校の改築に当たり、旧松南小学校舎を仮校舎として活用することについてのご質問に対して、旧松南小学校は廃校後、耐震改修工事を実施しているが、仮校舎として活用する場合には、事前に建物の劣化状況を把握し、状況に応じて改修工事を行う旨を答弁いたしました。

次に、3 ページをご覧ください。同じく小松南小学校の改築に当たり、新校舎竣工までの仮校舎における教育の質や、児童の通学の安全確保についてのご質問に対し、仮校舎を整備する場合には、校舎の構造等を既存校舎の水準と可能な限り同等とすること。また、通学路の見直しが必要になった場合には、道路管理者等と連携して安全を確保することなどを、教育長から答弁いたしました。

次に、4 ページをご覧ください。公明党・小山たつや議員のご質問です。

「子どもたちが伸び伸びと学び、生きる力を培う教育」についてのご質問に対して、子どもたちが自信を持って生き、将来それぞれの分野で活躍できるようにするためには、学校教育で様々な資質・能力をバランスよく育むことが必要であるとの考えをお示しし、幅広い資質・能力を子どもたちに身につけさせる教育について4点の方針を合わせてお示するとともに、各学校や地域等の関係の方々との協力しながら着実に進めていく旨を、教育長から答弁いたしました。

次に、7 ページをご覧ください。教員の働き方改革についてのご質問に対し、これまでの取り組みをお示するとともに、取り組みの成果として時間外在校時間が45時間を超える教員の延べ人数が減少していること、教員が取得した年次有給休暇の平均取得日数が増加していることを答弁いたしました。

次に、9 ページをご覧ください。今般の文部科学省の指針についてのご質問に対し、国の動きを踏まえ、今後、教員のさらなる長時間労働の改善と、学校教育の質の向上を図るための実施計画を策定することなどを答弁いたしました。

次に、10 ページをご覧ください。続きまして、区民連・鈴木たつし議員のご質問です。

学童保育クラブの開所待ちをしている児童の熱中症リスクへの対策についてのご質問に対し、対策の必要性についての認識をお示するとともに、一部の学童保育クラブの対応事例をご紹介した上で、対応事例を私立学童運営法人に情報提供し、可能な限りの対応を取っていただけるようお伝えしていく旨を答弁いたしました。

次に、11 ページをご覧ください。共産党・中江秀夫議員のご質問です。

入学祝い金の支給及び通学定期代の補助についてのご質問に対し、就学援助における入学準

備金の支給、給食費や修学旅行費等の無償化を行っていることから、現時点において実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、12 ページをご覧ください。学童保育クラブの増築を計画化し、待機児をゼロにすべきとのご質問に対し、今後の整備予定をお示しするとともに、通年と夏季一時学童保育の入会申請時期の一元化や、かつしかプラスの実施などの取組みを答弁いたしました。

次に、13 ページをご覧ください。かつしか立憲・土田あきら議員のご質問です。

自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級のデジタル教材の導入についてのご質問に対し、デジタル教材及び学習アプリを今年度から導入したことや、運用面での課題をお示しした上で、引き続き特別支援学級における学習環境の充実に努めていく旨を教育長から答弁いたしました。

次に、14 ページをご覧ください。クラス支援員やコーディネーター等の人的配置についてのご質問に対し、クラス支援員については配置状況をお示しし、未配置になっている中学校への配置を検討すること。そして、校務分掌として教員が担当している特別支援教育コーディネーターについては、担当教員の研修内容などを充実することなどを答弁いたしました。

次に、15 ページをご覧ください。スクールカウンセラーの配置及び拡充についてのご質問に対し、今年度から児童数の多い小学校 13 校について、週 2 日配置とし、相談体制の充実を図っていることなどを答弁いたしました。

次に、16 ページをご覧ください。みらい葛飾・沼田たか子議員のご質問です。

子どもの権利に関する教育委員会の取組みについてのご質問に対し、各学校に対する指導内容や、今年度から実施している「生徒会応援プロジェクト」の成果をお示しするとともに、今後は教員向けの研修の実施や「葛飾区子どもの権利条例えほん」などの活用を学校に促していくことなどを答弁いたしました。

次に、18 ページをご覧ください。不登校児童・生徒数が減少した要因についてのご質問に対し、令和 5 年に策定した「不登校児童・生徒支援スタンダード」に基づき、各学校において、学校以外の学習も出席扱いとしたこと、また校内サポートルームの利用が未然防止につながったことを要因と考えている旨を、教育長から答弁いたしました。

次に、19 ページをご覧ください。学校外の、フリースクールや自宅での学びについてのご質問に対し、「ふれあいスクール明石」等での学習を出席扱いとした児童・生徒数や、出席扱いとする条件及び成績評価に反映させる条件をお示しするとともに、オンライン授業への対応状況などを答弁いたしました。

次に、21 ページをご覧ください。子どもや保護者の声の把握、不登校支援関連団体との連携についてのご質問に対し、「ふれあいスクール明石」に通室する児童・生徒に対する面談や、その保護者に対する保護者会の実施についてお示しするとともに、不登校支援関連団体等については、対象が葛飾区内の児童・生徒に限定されていないことなどから、教育委員会として、

これらの団体と連携を図る考えはないことを答弁いたしました。

次に、23 ページをご覧ください。フリースクール等の情報提供についてのご質問に対し、本年4月に発行したハンドブックに相談窓口のお問合せ先を記載し、相談内容に応じて適切な機関へ連絡できるようにしていることなどから、現時点では民間団体との連携は考えていないこと。また、保護者自身が子どもに適したフリースクールを選択することが重要であると考えているため、教育委員会としてフリースクール等の情報提供を行うことは現時点で考えていないことを答弁いたしました。

次に、25 ページをご覧ください。不登校の子どもたちを対象とした給食費相当給付金等についてのご質問に対し、本区の学校給食の完全無償化は、学校以外の場所で食べる昼食については対象としていないこと、そして不登校の児童・生徒も登校の際には給食費を負担せずに給食を食べることができることから、給食費相当給付金等について検討する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、26 ページをご覧ください。無所属・広田さくら議員のご質問です。

不登校児童を抱える保護者への支援についてのご質問に対し、不登校児童の日中の居場所としての「ふれあいスクール明石」の運営、オンライン上の仮想空間を活用した学習教材の提供、不登校児童・生徒の保護者が参加できる親の会の開催、電話や来所による教育相談実施などの取組みを教育長から答弁いたしました。

次に、28 ページをご覧ください。屋外体育施設の熱中症対策についてのご質問に対し、暑さ指数31以上の場合の取組みをお示するとともに、河川敷の屋外体育施設における、日除けのあるベンチ等の設置については、河川管理者との協議に時間を要することなどの課題があることから、現時点では具体的な整備計画を策定する考えはないが、近隣自治体の取組事例を参考に今後の対応を検討する旨を答弁いたしました。

次に、29 ページをご覧ください。利用者視点での施設改善についてのご質問に対し、体育施設におけるいわゆるご意見箱の設置や、指定管理者のホームページにおけるお問合せ専用フォームなどの取組みをお示しし、今後もより多くのご意見を頂くことができる仕組みを検討する旨を答弁いたしました。

次に、30 ページをご覧ください。小学校のトイレ改修についてのご質問に対し、これまでの取組みをお示するとともに、令和7年度から10年度までに校舎及び体育館のトイレを全て洋式に変更する旨を答弁いたしました。

次に、32 ページをご覧ください。公明党・岩田よしかず議員のご質問です。

子どもたちの障害理解を深める取組みの推進についてのご質問に対し、デフリンピックを題材とした取組みをお示するとともに、今後も各学校の実態に合わせながら、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ、交流及び協働学習の機会を設けるとともに、各教科や総合的な

学習の時間の授業を通して障害に対する正しい理解の一層の推進を図る旨を答弁いたしました。

次に、34 ページをご覧ください。小松南小学校の改築の進め方についてのご質問に対し、本年7月に改築懇談会を設置し、今後は、改築基本構想・基本計画について、今年度中の策定を目指す旨を答弁いたしました。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問などはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和7年教育委員会第12回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時25分